



【意思能力不安に対する対策～比較～

	法定後見	任意後見	家族信託
できること	身上監護(取消権あり)	身上監護(取消権なし)	
	財産管理	財産管理	財産管理
			遺言代用
			事業承継
			資産承継の順番指定
できないこと	財産管理は後見人を不利益から守るための必要最低限しかできない	取消権がないため被後見人の行為を取り消せない	身上監護
		財産管理は後見人を不利益から守るための必要最低限しかできない	
メリット	判断能力がない場合 法定後見制度しか選択できない		自由度の高い財産管理ができる 本人が亡くなった後の資産の承継等についても設定できる
		任意後見制度と家族信託の組み合わせがベスト	
デメリット	法定後見制度では自由な財産処分ができない		
	すべての財産が家庭裁判所の管理下に置かれてしまう		
契約終了	後見人の判断能力が回復するか、被後見人が死亡するまでできない	任意後見開始前ならいつでも契約を解除できる 任意後見開始後は、後見人が任務に適さないなど相当の理由がある場合には解除できる	契約時に信託終了事由を定めておけば、その事由に該当した場合には信託を終了することができる 終了事由の定めがない場合は、委託者と受益者の合意があれば終了できる
初期費用実費	後見開始の申立て費用: 約1万円(精神鑑定が必要な場合にはさらに5～10万円ほどの鑑定費用がかかります)	公正証書作成費用: 約1万5千円	公正証書作成費用: 5千～約25万円(財産の金額のより大きく異なります。この金額は財産の額が100万円～10億円のケースを想定しています。)
初期費用専門家	後見開始の申立て代理手数料: 約10～30万円	任意後見契約書作成費用: 約10万円～150万円	信託契約書作成費用: 約50万円～150万円
ランニング費用	後見人・後見監督人の報酬: 月額約1～10万円	後見人・後見監督人の報酬: 月額約1～10万円	信託監督人の報酬: 月額数万円(信託監督人をつけなければ0円)
どういう場合にベスト		管理する財産の種類や金額があまり多くなく、身上監護の必要性の方が強くある場合には、任意後見制度の利用をおすすめします	管理する財産の種類や金額が多く、財産管理の必要性が強くあり、介護や身の回りのお世話など、身上監護の必要はないという場合には、財産管理の自由度の高い家族信託を利用



【意思能力不安に対する対策】

意思能力がないとできないこと

- 不動産などの売却が出来なくなる
⇒ 介護療養資金が準備できない
- 銀行口座からまとまったお金が出せない
⇒ 事実上の口座凍結状態になる
- 相続対策が出来なくなる
- 会社の株主としての議決権行使、M & Aができなくなる
⇒ 会社の経営・事業継承がとまってしまうリスク

意思無能力のリスク

法律行為

例) 不動産の売却
遺産分割
相続税対策

手続き

例) 預金の管理
登記の申請
養子縁組

すべて、**意思能力**が必要

【意思能力不安に対する対策__信託】



Rio Trust Inc
Real estate Investment Opportunity

家族信託

- ・委託者(依頼する人)=所有者
 - ・受託者(運用する人)=子供 ※財産管理処分権
 - ・受益者(利益を取る人)=所有者
- ※貸した賃料・売った売却金額を得る人

●物件名義が変わる(信託登記)

- ・贈与税・不動産取得税かからない
- ・信託対象は、不動産・自社株式・金銭
- ・信託契約自体は意思能力ある間に行う

家族信託の仕組み

